



社援保発0331第6号
平成28年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」
の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、医療扶助の実施に遺漏ないよう配慮されたい。

改正後

改正前

1～12 (略)

13 施術の給付について
(問 20～22) (略)

(問 23) あん摩・マッサージの施術給付の承認判定上の明確な基準を示されたい。
(答) あん摩・マッサージは、あん摩・マッサージの施術を受けようとする患者の症状が投棄その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものである。単なる肩こり又は慰安のためにする施術は認められないものである。

(問 24) (略)

14～16 (略)

17 他法活用上の留意事項について

(問 1) (略)

(問 28) (略)

(問 28-2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、特定医療費の申請を行った後、支給認定が行われるまでの間の医療費について医療扶助による給付を行っていた場合について、当該医療費に関する福祉事務所の対応について教示されたい。

(答) 特定医療費については、支給認定が行われた場合、申請時点に遡って支給が行われる。このため、福祉事務所は支給認定が行われた被保護者に対して、都道府県難病部局から遡及して、金銭給付が行われた後、法第63条の規定に基づいて返還させることとなる。
なお、当該被保護者に対して、遡及による特定医療費の給付について代理申請及び代理受領について十分な説明を行い、その実施について同意を得、委任状を徴収することと条件として、遡及給付について福祉事務所が被保護者の代理として都道

1～12 (略)

13 施術の給付について
(問 20～22) (略)

(問 23) あん摩・マッサージの施術給付の承認判定上の明確な基準を示されたい。
(答) あん摩・マッサージは、主として外科的手術の後治療に効果があるものと考えられており、あん摩・マッサージの施術を受けようとする患者の症状が投棄その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものである。単なる肩こり又は慰安のためにする施術は認められないものである。

(問 24) (略)

14～16 (略)

17 他法活用上の留意事項について

(1) 健康保険の被保険者又は被扶養者である被保護者に対する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の公費負担の申請協力料について
(問 1) (略)

府県難病部局から直接受領することが可能である。

また、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の給付に関する対応についても、これに準じること。

(問29) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第22項に規定する自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第3号の精神通院医療の支給認定申請に要する「診断書料」等の請求はどのような様式を用いて行なうたらいか。

(答) 福祉事務所に対する医療機関の請求の様式については、特に定められていないが、施行細則に定める「検診料請求書」(様式第20号)に準じて請求書を作成のうえ請求を行なわせることとされた。

18 (略)

(問29) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第3号の精神通院医療の支給認定申請に要する「診断書料」等の請求はどのような様式を用いて行なうたらいか。

(答) 福祉事務所に対する医療機関の請求の様式については、特に定められていないが、施行細則に定める「検診料請求書」(様式第20号)に準じて請求書を作成のうえ請求を行なわせることとされた。

18 (略)